

第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第160条 旅客は、第161条又は第162条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表5に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
 - (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
 - (3) 暖炉及びこんろ（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
 - (4) 死体
 - (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れられたもの、又は第161条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第162条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
 - (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
 - (7) 車両を破損するおそれがあるもの
- 2 前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限り。）は第140条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

第160条の2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(無料手回り品)

第161条 旅客は、別に定める自己の身の回り品のほか、第162条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の一に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

（有料手回り品及び普通手回り品料金）

第162条 旅客は、小犬、猫、はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、前条第1項の規定に制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであつて、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

2 前1項の他、別に定める区間及び列車に限り、自転車を解体又は折りたたんで専用の袋に収納することなく手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

3 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個について290円とする。

（普通手回り品切符）

第163条 前条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符を交付する。

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

(1) 印刷発行機用

手回り品切符		No.12-3456
1個について	円	
持込み区間		まで
持込み月日	月 日	1回限り有効
持込み列車		
●この切符は、表記の持込み日に使用されないと無効になります。		
●この切符は、途中下車しない限り、表記の区間に有効です。		
●手回り品は、御自分で保管してください。		
2019.-3.15	えちごトキめき鉄道	直江津駅発行

(2) 携帯乗車券発行機用

手回り品切符
▶
持込み列車
1個について 円
2019年-3月20日限り有効 1回限り有効 この切符は、途中下車しない限り、 表記の区間に有効です。
えちごトキめき鉄道 No.12-3456

(普通手回り品切符の効力)

第164条 普通手回り品切符は、切符に表示された条件に従って当該普通手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

- 2 普通手回り品切符は、有料手回り品を持ち込むとき又は係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示し、検査及び入鉄を受ける。また、途中下車又は下車するときは、これを係員に引き渡さなければならない。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第165条 旅客が、第160条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は、第161条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号に定めるところより料金及び増料金を収受する。

- (1) 第160条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだときは、第162条第3項に規定する普通手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を収受する。
- (2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだ場合は、第162条第3項に規定す

る普通手回り品料金及びその2倍に相当する増料金を収受する。

- 2 着駅において、旅客が第160条第1項ただし書に規定する車内に持ち込むことのできない物品又は第161条に規定する持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見した場合においては、前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第166条 旅客が、第160条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

- 2 前項の規定による普通手回り品料金及び増料金は、当該物品を持ち込もうとした駅と乗車券に表示された着駅との区間に対して計算する。ただし、旅客が有効の乗車券を所持していない場合は、当該物品を持ち込もうとした駅と列車の終着駅との区間に対して計算する。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第167条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合においては、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第165条第1項の規定を準用する

(手回り品の保管)

第168条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。